

平成 25 年度税制改正に関する要望書

平成 23 年 12 月 27 日

東京青年税理士連盟

《目 次》

| | |
|--|----|
| I. 趣旨 | 1 |
| 1. 応能負担原則 | 1 |
| 2. 納税者の権利利益の擁護 | 2 |
| II. 所得税に関する事項 | 3 |
| 1. 基礎控除額の増額 | 3 |
| 2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と消失控除の創設 | 3 |
| 3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し、消失控除の創設 | 3 |
| 4. 給与所得控除額の制限と実額経費控除の創設 | 4 |
| 5. 年末調整制度を選択制とすること | 4 |
| 6. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止 | 5 |
| 7. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の廃止 | 5 |
| 8. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止 | 6 |
| 9. 事業専従者控除額の見直し | 6 |
| 10. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること | 6 |
| 11. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること | 6 |
| 12. 所得金額が2千万円を超えた場合の財産債務明細書の提出義務の廃止 | 7 |
| 13. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の見直し | 7 |
| 14. 所得控除における雑損控除の控除順位を最後とすること | 7 |
| 15. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設 | 7 |
| 16. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること | 8 |
| 17. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること | 8 |
| 18. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税 | 8 |
| III 法人税に関する事項 | 10 |
| 1. 役員給与の原則損金算入 | 10 |
| 2. 退職給与引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入 | 10 |
| 3. 貸倒引当金の損金算入を制限する措置の見直し及び貸倒れ要件の法令化 | 10 |
| 4. 交際費の損金不算入制度の廃止 | 11 |
| 5. 青色申告承認申請書の提出期限を設立第2期目までは第1期目の申告書の提出期限とすること | 11 |
| IV 所得税及び法人税に共通する事項 | 12 |
| 1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とすること | 12 |
| 2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止 | 12 |
| 3. 源泉所得税の納期の特例の適用を申請月の納付分からとすること | 12 |

| | |
|---|-----------|
| 4. 12月分の源泉所得税の納期限を1月20日とすること | 13 |
| V 消費税に関する事項 | 14 |
| 1. 納税義務の判定基準を当該課税期間の課税売上高とすること | 14 |
| 2. 簡易課税選択を申告書記載要件とすること | 14 |
| 3. 簡易課税等の選択の2年継続適用規定の廃止 | 14 |
| 4. 届出書等の提出期限を申告書の提出期限とすること | 14 |
| 5. 消費税の申告期限の延長制度の創設 | 15 |
| 6. 仕入税額控除の要件を「帳簿又は請求書等」の保存とすること | 15 |
| 7. 輸出業者の消費税の仕入税額控除の制限 | 15 |
| VI 相続税に関する事項 | 17 |
| 1. 物納が許可される場合における連帯納付義務の免除 | 17 |
| 2. 遺言執行費用を債務控除の対象とすること | 17 |
| 3. 相続税法独自の同族関係者等の定義をすること | 17 |
| 4. 納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外 | 18 |
| VII 国税通則法・納税環境整備に関する事項 | 19 |
| 1. 納税者権利憲章の制定 | 19 |
| 2. 国税通則法の目的の追加 | 19 |
| 3. 任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること | 19 |
| 4. 反面調査の原則禁止 | 20 |
| 5. 帳簿その他の物件（その写しを含む。）の提出、留置きの規定の削除 | 20 |
| 6. 質問検査権の手続等の法定化 | 20 |
| 7. 修正申告の勧奨の禁止 | 21 |
| 8. 租税救済制度の整備 | 21 |
| 9. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する異議申立てができる者に受給者を追加すること | 22 |
| 10. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化 | 22 |
| 11. 番号制度の導入については慎重に検討すること | 23 |
| 12. 延滞税の税率の引き下げ | 23 |
| 13. 後発事由による更正の請求期間の延長 | 23 |
| VIII その他 | 24 |
| 1. 印紙税の課税文書の見直し | 24 |
| 2. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ | 24 |
| 3. 固定資産税における家屋の評価方式の見直し | 24 |

税制改正に関する要望書

東京青年税理士連盟

会長 池田 充

I. 趣旨

税理士の使命は、納税者の代理人として、憲法に定められた租税法律主義に基づき、申告納税制度の理念にそって納税者の権利利益を擁護するとともに、国民の立場から租税制度の改善に努力することにある。税務の専門家である税理士が、納税義務者を援助し、納税義務者が自己の負う納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の円滑、適正な運営がされることが期待される。そして、税理士が、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を果たすことにより、納税者との間に健全かつ強固な信頼関係の育成ができ、また、税理士に対する社会的評価がより高いものとなる。

国民主権原理の下、納税義務を適正に実現するためには、租税に関する法令は主権者である納税義務者が納得できるものでなければならない。税理士個人には建議権がないが、税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができることとされている。我々、東京青年税理士連盟では、納税者の権利利益を擁護するとともに、国民の立場から租税制度の改善に努力している。

税理士会に与えられている上記権利を活用するにあたり、広く多くの会員からの意見要望の検討をしていただくことを要望する。

1. 応能負担原則

すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとされている。これを含めた憲法原理を受けて担税力が大きい者にはより多くの負担を求める垂直的公平、担税力が同様の状況にある者は同様に課税するという水平的公平が要請される。

政策税制として利用される租税特別措置については、社会政策的な観点から中小零細企業や所得の低い者等の租税を軽減する措置であれば憲法上必要な措置であるが、産業経済政策的観点から応能負担原則を犠牲にして大企業や富裕層などの特定の納税者の税負担を傾斜的に軽減する措置であれば憲法上問題であり是正すべきある。

また、事業形態が多様化する今日において、課税の仕組みはそれぞれの事業形態に適切に対応したものが求められるが、事業形態がどのようなものであっても、その実態が同様の状況にあるものは同様に課税することが適切であり、個人事業であっても法人事業であっても、その規模や活動の実態が同様であれば、課税の仕組みも税の負担も同様とすべきである。

消費税は商品・製品やサービスを購入して消費することに担税力を認めて課せられる税金であり、税金の負担者と納税義務者が異なる間接税である。そのため、実際には事業者（中小零細企業・個人

事業者)の中には顧客・取引先との力関係によって、消費税分を価格に転嫁できないという問題がある。また、消費税は税の負担者である消費者の所得水準・生活状況をまったく考慮せずに、一律に消費行動に対して課税をする税制なので、低所得者ほど実際の負担率・主観的な負担感は大きくなりやすく、高所得者層・富裕層ほど実際の負担率は小さくなりやすいという逆進性の問題を抱えている。現在、税と社会保障の一体改革による消費税率の引き上げについて議論されている。消費税率の引き上げは、上記等の問題がより大きくなり、応能負担原則に逆行するものでありこれらの問題が解決されない限りは消費税率の引き上げはすべきでない。

2. 納税者の権利利益の擁護

わが国は、申告納税制度の採用により、国民が納税義務を履行するときは、租税法規に従って、自ら課税標準等を計算して申告及び納付することが原則になっている。しかし、今日の税体系は複雑かつ難解であり、納税者が不利益を被ったり、間違った申告をしたりしないように、納税者を援助し納税者の財産権を守るために税理士制度が設けられている。納税者の委託を受けた税理士は、申告納税制度の理念を自覚しつつ、法令に基づく納税義務の適正な実現を図ることにより、納税者の正当な権利利益を擁護しなければならない。

先進国では、日本だけが納税者権利憲章を完備していない現状にある。平成 23 年度税制改正法案にあった納税者権利憲章の策定等については見送られた。それにもかかわらず、平成 24 年度税制改正大綱では改めて記載されなかった。納税者権利憲章の策定は急務の課題である。したがって、今後その実現に向けて法律を整備する必要がある。

また、手続面での法律が極めて不十分である。最終的に成立した平成 23 年度税制改正では一部改正はされたが、まだまだ不十分である。平成 23 年度税制改正は、当初の平成 23 年度税制改正法案よりも後退させる内容であったにもかかわらず、平成 24 年度税制改正大綱では改めて平成 23 年度税制改正大綱の内容が記載されなかった。平成 23 年度税制改正大綱の内容で十分とはいえないが、手続面としては、最低でも実現すべき内容ではある。したがって納税者の正当な権利利益を擁護するため、手続関係の法律の整備が必要である。

II 所得税に関する事項

1. 基礎控除額の増額

[要望内容]

基礎控除額を引き上げるべきである。

[要望理由]

基礎控除は、憲法 25 条 1 項に基づき、最低限度の生活に必要な費用は担税力を持たないため、課税対象外に置こうというものである。現在、所得税法上の基礎控除額は 38 万円であり、生活に最低限必要な費用には到底満たない金額である。

よって、憲法 25 条 1 項の生存権を保障できる程度に、基礎控除額を増額すべきである。具体的な金額としては、生活保護給付の金額が参考になる。

2. 配偶者控除額の増額、配偶者特別控除の廃止と消失控除の創設

[要望内容]

配偶者特別控除を廃止し、配偶者控除は増額すると同時に「手取りの逆転現象」が生じないようにすべきである。

[要望理由]

(1) 上記 1 の基礎控除の適用があるのは、基礎控除を控除するだけの所得がある者に限られる。生活保護法 10 条の「世帯単位の原則」に基づき、所得のない配偶者の最低生活費は、所得のある者から負担することが優先され、現実的にも、専業主婦(夫)の生活費は他方配偶者から捻出されている。つまり、配偶者の最低限度の生活に必要な費用は、実際に負担している者から控除するという形式で、配偶者の生存権を保障するのが配偶者控除である。

よって、配偶者控除は、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。

(2) 配偶者特別控除は、いわゆる「手取りの逆転現象」を解消するため導入されたが、配偶者控除額を超える部分は「内助の功」を評価したものと指摘されることもある。「内助の功」は納税者個人の担税力を減殺する要素とは言えず、所得税法で考慮すべきものではない。しかも、配偶者特別控除を控除できる人は、配偶者の所得または納税者の所得によって制限されている。このような一部の者への特別な考慮は所得税法には不要である。

なお、配偶者特別控除を廃止しただけでは「手取りの逆転現象」が復活してしまうため、配偶者控除を「消失控除」(配偶者控除の要件所得金額を超えた部分だけを減額し、残額分については控除の適用を認める制度)にすべきである。

3. 扶養控除の増額と適用対象の見直し、消失控除の創設

[要望内容]

扶養控除を増額し、全ての扶養親族に適用させ、一律の金額とすべきであり、また、扶養控除も「手取りの逆転現象」が生じないようにすべきである。

[要望理由]

(1) 上記 2 の配偶者控除と同様の理由により、扶養親族の生存権を保障しなければならない。そのた

めに扶養控除があるということを踏まえれば、扶養控除は全ての扶養親族について適用対象とすべきであり、配偶者控除とともに、生存権を保障するよう基礎控除額と同じく増額すべきである。

(2) なお、税の簡素化の観点から、所得控除もまた簡素化すべきであり、特定扶養親族や年少扶養親族などの扶養親族内での区別は廃止すべきである。その分は、税制ではなく、児童手当や教育に関する社会給付として保障すべきである。

(3) 扶養控除も「手取りの逆転現象」が存在するので、消失控除とすべきである。

4. 給与所得控除額の制限と実額経費控除の創設

[要望内容]

平成 24 年度税制改正大綱に基づく税制改正に反対するが、現在の給与所得控除が高い水準であるという認識は認められるため、実額での必要経費を控除できるようにすることを前提に給与所得控除の水準を下げるべきである。

[要望理由]

(1) 平成 24 年度税制改正大綱では、「就業者に占める給与所得者の割合が約 9 割となっている現状」があるという認識が示された。しかし、そのような現状があるからといって「他の所得との負担調整」を認める必要性は薄れてきているとは言えない。なぜなら、そもそも給与所得者は勤労所得であるため質的担税力が弱い。その上、雇用の流動化、企業倒産や企業業績不振によるリストラ可能性の増大、非正規雇用者の増大、社会保障制度の脆弱化などにより大部分の給与所得者は非常に不安定な状況に置かれており、質的担税力は弱く、むしろ「他の所得との負担調整」をしなければならない。

但し、平成 24 年度税制改正大綱は、給与収入が 1,500 万円以下の場合の給与所得控除額を縮小するものではないので、上記認識を述べるにとどめる。

(2) 次に、平成 23 年度税制改正大綱で示された現在の給与所得控除が高い水準であるという認識は認めるものである。平成 24 年度税制改正大綱には、そのような認識について記載はないが、趣旨は同様のもので推測される。しかし、給与収入について必要経費の実額控除が認められていない現状では、給与所得控除の水準を下げることに賛同できない。

そこで、給与所得控除の水準を下げる条件として、特定支出の額の合計額が給与所得控除のうち勤務費用の概算控除相当額を超えるときは、その超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度を見直すべきである。なお、特定支出には、現行の特定支出だけではなく必要経費（所得税法 37 条）も追加すべきである。平成 24 年度税制改正大綱は「図書費、衣服費及び交際費（以下「勤務必要経費」といいます。）」に限定しているが、これでは必要経費の範囲が狭いので、「図書費、衣服費、交際費その他給与所得を生ずべき行為について生じた費用」に拡大すべきである。

5. 年末調整制度を選択制とすること

[要望内容]

年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

[要望理由]

- (1) 年末調整制度は申告納税制度の本来の趣旨に逆行する措置であり、自分が納めている所得税がどの位なのか分からないまま働いている納税者を多く生み出している。納税者にとっては確定申告手続きを行う負担が軽減されているが、申告納税制度の趣旨からすればデメリットであり、一長一短である。
- (2) また、年末調整制度は、障害者控除の対象者であることを証明するなどのプライバシーの問題もある。
- (3) 以上の問題を解決し、あるべき申告納税制度の観点から、年末調整制度は選択制に（源泉徴収制度は維持）すべきである。

6. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止

[要望内容]

不動産所得に係る損益通算の特例の制度は廃止すべきである。

[要望理由]

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされ損益通算することができないことになっている。

この制度は、借入金により賃貸用不動産を取得し、その借入金の利子を必要経費に算入することにより生じた損失を他の所得と損益通算するという節税対策を防止し、過剰融資に伴う土地価格の高騰を抑えるために導入された制度であり、土地価格が下落した現在の状況を考えると、この制度は廃止すべきである。

また、借入金の利子の負担により資金が流出して課税所得が減少しているにも関わらず、損益通算をすることができないということは所得がないところに課税が行われていることになり、担税力の観点から問題がある。

7. 上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税の廃止

[要望内容]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にするべきである。

[要望理由]

上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については分離課税とされているが、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合う総合課税が原則である。

分離課税の課税方法では、本来負担すべき税額が軽減される場合や、本来負担すべき税額よりも加重に課税される場合がある。最高税率（40%）で課税されている高額所得者は、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については現行7%や15%という税率で課税されることになり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法となっている。

これは、租税法の基本原則である応能負担の原則に反している。よって、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税方法については、分離課税ではなく、

総合課税にするべきである。

仮に分離課税にするとしても、現行の税率は低すぎるため、税率を上げるべきである。

8. 青色事業専従者給与に関する届出制度の廃止

[要望内容]

青色事業専従者給与に関する届出制度を廃止すべきである。

[要望理由]

青色事業専従者給与の必要経費算入の規定の適用を受けようとする者は事前に届出書を提出しなければならない。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、届出書の提出の有無にかかわらず青色決算書への記載のみで青色事業専従者給与の必要経費算入を認めるべきである。

9. 事業専従者控除額の見直し

[要望内容]

事業専従者控除額を見直すべきである。

[要望理由]

青色申告者以外の者である居住者は給与の支払いの有無にかかわらず事業専従者控除額を必要経費とみなしている。しかし、生計を一にする親族が一般の使用人と同様に勤務している実態があり、その支払いも行われている事実があれば、収支内訳書へ記載した金額の必要経費算入を認めるべきである。

10. 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること

[要望内容]

開業年における青色申告承認申請書の提出期限を申告期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認の申請は、新たに業務を開始した場合には業務を開始した日から 2 月以内に申請書を提出しなければならない。しかし、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業年に限り、その承認申請期限を申告期限までとすべきである。

11. 業務を承継した相続人の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること

[要望内容]

業務を承継した相続人が提出する青色申告承認申請書の提出期限を、相続人の確定申告期限までとすべきである。

[要望理由]

相続人の青色申告の承認の申請は、被相続人が白色で申告を行っていた場合は業務を開始した日から 2 月以内に申請書を提出しなければならない。しかし、その期間内に業務の承継者を確定させることは困難なことが多いことから、相続という特殊な事情を考慮して、その承認申請期限を相続人の確

定申告期限までとすべきである。

12. 所得金額が2千万円を超えた場合の財産債務明細書の提出義務の廃止

[要望内容]

所得金額が2千万円を超えた場合の財産債務明細書の提出義務は廃止すべきである。

[要望理由]

その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円をこえる場合には財産債務明細書を提出しなければならない。現在、財産債務明細書の提出を求める理由及び必要性が不明であり、申告手続きの簡素化の観点からも早急に廃止すべきである。

13. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の見直し

[要望内容]

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例について、記帳が適切に行われている青色申告者で、その支払方法や支払時期が適切なものについては必要経費として認めるべきである。

[要望理由]

所得税法の基本は親族や家族というグループごとではなく、所得を獲得した個人ごとに課税されるのが原則である。事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例は、その原則から外れ適切ではない。

事業から対価を受ける親族がある場合、対価性が無いにもかかわらず所得を移転することが問題であって、その対価が正当である場合まで否定すべき理由はない。法解釈論上は、平成16年11月2日最高裁判決により、夫婦あるいは親子が独立した事業者（例えば、弁護士と税理士、歯科医師と歯科技工士など）であっても、青色事業専従者給与を支払うことはできないため、正当な対価の支払いをしても必要経費になる余地は無いとされた。しかし、生計一親族であるからという理由で、正当な対価の必要経費性が否定されることは、担税力に応じた課税を行なえていないと言わざるを得ない。

14. 所得控除における雑損控除の控除順位を最後とすること

[要望内容]

所得控除の順序は、まず雑損控除以外の諸控除から行き、雑損控除は最後に行うべきである。

[要望理由]

所得控除の順序は、所得税法87条1項において「まず雑損控除を行うものとする」と規定されている。しかし、この制度では基礎控除をはじめとした本来誰しもが認められるべき諸控除が切り捨てられる結果となってしまう。

よって、所得控除の順序は「最後に雑損控除を行うものとする」とすべきである。

15. 災害による雑損失の繰戻還付制度の創設

[要望内容]

雑損失の繰戻還付制度を創設し、雑損失のうち災害により生じた部分については、繰戻還付を認めるべきである。

[要望理由]

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とはいえない。

よって、被災した納税者が今後の生活の立て直しを図るよう支援するためにも雑損失の繰戻還付制度を創設し、過去に納めた税を還付できるようにすべきである。

16. 雑損失の繰越控除の期間を無期限とすること

[要望内容]

雑損失のうち災害により生じた部分については、繰越控除の期間を無制限とすべきである。

[要望理由]

災害等の臨時突発的かつ不可抗力な事態による担税力の喪失については、本来は期限を区切ることなく救済すべきである。

よって、繰越し期間は無期限とし長期に渡り被災者を救済すべきである。

17. 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること

[要望内容]

白色申告者についても、一定の場合は純損失の繰戻還付制度を認めるべきである。

[要望理由]

現在の制度では、純損失の繰戻還付制度は青色申告者に限り認められているが、災害により事業基盤が崩壊した事業者は、早期に事業を再開することが出来ない状況に置かれることが考えられる。

よって、白色申告者についても、災害により生じた純損失のうち、少なくとも現行制度において繰越控除が認められている被災事業用資産の損失の金額等については、繰戻還付制度の適用を認めるべきである。

18. 相続等により取得した年金受給権から支払を受ける年金の全額非課税

[要望内容]

生命保険契約等に基づく年金受給権を相続等により取得した相続人が支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

[要望理由]

- (1) 相続により生命保険契約等に基づく年金受給権を取得した相続人が支払を受ける年金に対する課税については、年金受給権を取得したことに対しみなし相続税課税が行なわれた上で、その支払を受ける年金の所得金額全額が所得税の課税対象として取り扱われていた。しかし、平成22年7月6日最高裁判所判決により、年金の支給額のうち相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものについては、所得税の課税対象とならないものとされた。

この判決を踏まえ、所得税法施行令が改正され、相続人等が相続等により取得した生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金について、課税部分と非課税部分に振り分けられた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするための計算規定が新たに設けられた。

- (2) 最高裁判所判決は「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」については所得税の課税対象とならないとし、この点については所得税法9条1項15号（現行法16号）の解釈として当然の結果である。しかし、「相続税の課税対象」となった部分の捉え方については問題があり、これを受けての所得税法施行令の計算規定の新設は間違いであると言わざるを得ない。
- (3) すなわち、「相続税の課税対象」となった経済的価値は、総額が確定した年金受給権そのものであり、相続税の課税対象となった年金受給権の「評価額」ではない。「評価額」は相続税の課税対象を定める上での計算結果であり、時価そのものではない。また、解約一時金を時価とする考え方があるが、解約一時金は時価ではなく、年金形式で受け取らない代わりに差し引くことを予め契約者と保険会社とで約束した内容に基づき計算した結果にすぎない。
- (4) よって、総額が確定した年金受給権の総額が「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」と考えた上での計算規定としなければならない。つまり、確定した年金受給権の総額が相続税の課税対象になったことを踏まえ、その年金受給権に基づき支払を受ける年金については全額所得税を課税しないものとすべきである。

Ⅲ 法人税に関する事項

1. 役員給与の原則損金算入

[要望内容]

役員給与規定は、原則損金算入とし、利益連動給与についても現実的な算定方法を示すべきである。

[要望理由]

会社法においては、従来、商法が規定していた役員賞与の利益処分的性格が否定され、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定されることとなった。会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。これに対して、法人税法では恣意性と利益調整を排除する観点から、役員給与を原則損金不算入とし、損金の額に算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。

会社法と税法では理念の相違から、取扱が異なるケースは散見されるが、本件における規定の仕方は全く相反するものであり、企業の健全な発展や国際化の流れを考えると、見直しが必要である。

見直しの方向性としては、役員給与については損金に算入されるのを原則とし、算入されないものを、税法に限定列挙するといった法の構造の変革が必要である。また、利益連動給与についても、現実的な算定方法を示し、広く活用が図られる制度とすべきである。

2. 退職給与引当金及び賞与引当金繰入れの損金算入

[要望内容]

労働協約又は就業規則等により退職給与や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給与引当金及び賞与引当金の繰入れについての損金算入を認めるべきである。

[要望理由]

就業規則や退職金規程等が定められている法人においては、一事業年度において認識される将来の退職金負担の増加額は、支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。また、賞与引当金についても負債性が認められるものである。

これらの引当金の繰入れによる適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、健全な企業経営にとっても、税収の平準化の観点からも妥当なことである。また、「中小企業の会計に関する指針」においてもこれらの引当金の計上が求められている。

3. 貸倒引当金の損金算入を制限する措置の見直し及び貸倒れ要件の法令化

[要望内容]

貸倒引当金の損金算入を制限する措置の法案化を見直すとともに、貸倒れ損失の計上要件その他については、通達での規定ではなく、法令化を図るべきである。

[要望理由]

平成 23 年度税制改正法案では貸倒引当金の損金算入を、銀行、保険会社及び中小法人等に制限する措置が講じられていた。しかし、企業経営において、金銭債権のすべてが回収できるという保証はない。貸倒れに備えて、内部留保を厚くする貸倒引当金の損金算入を制限することは適切ではなく、あらためて法案化の適否が検討されるべきである。

また、貸倒れ損失の計上要件その他の事項については、法人税基本通達ではなく、法令で規定することが適切である。

4. 交際費の損金不算入制度の廃止

[要望内容]

交際費については、個別具体的に正常な企業活動に必要な支出については損金に算入できるよう法令に範囲を明記し、それ以外を損金不算入とする規定に改めるべきである。なお、範囲を明記した場合であっても、期末資本金等による限度額計算の現行の規定は維持すべきである。

[要望理由]

交際費は本来損金性を有するものである。しかし、冗費の抑制という政策上の判断から交際費については、資本金を区分基準としてその全額又は一部を損金の額に算入しないこととしている。

このような制度は、取引先との関係を維持するために必要とされる慶弔費や営業費用、といった本来損金計上することを認められるべき金額まで損金不算入とされており、正常な企業活動を阻害するもので不当である。

5. 青色申告承認申請書の提出期限を設立第 2 期目までは第 1 期目の申告書の提出期限とすること

[要望内容]

青色申告の承認申請の提出期限については、設立第 1 期目及び第 2 期目においては、設立第 1 期目の申告書の提出期限までとすべきである。

[要望理由]

青色申告の承認を受けようとする場合、現在新設法人については、設立の日以後 3 月を経過した日と、新設後の最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに届出書を提出しなければならないこととなっている。また、通常の事業年度においては、承認を受けようとするその事業年度の開始の日の前日までに、届出書を提出しなければならないこととされている。現在法人が活動する場合においては、収支の状況を把握するため、青色申告の要件とされるような帳簿書類を整備することは常識である。しかし、設立時においては、様々な準備活動が必要となり、すぐに必要な帳簿書類等を準備するのは容易なことではない。そこで、申告時までに青色申告に必要な帳簿書類を準備できた場合に、上記の規定にあてはめると、設立第 1 期目から青色申告が適用できないばかりか、第 2 期目も適用できないこととなる。青色申告については正確な記帳により正確な申告を奨励しているのであるから、申告時までに、青色申告に必要な帳簿書類が準備できれば充分であると考えられるのに、この取扱はあまりに不適切である。

IV 所得税及び法人税に共通する事項

1. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を無制限とすること

[要望内容]

青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間は無制限にすべきである。

[要望理由]

青色申告書を提出した年分の純損失については3年間の繰越控除期間が設けられており、青色申告書を提出した事業年度の欠損金については7年間の繰越控除期間が設けられている。平成23年度の税制改正案では、青色申告書を提出した事業年度の欠損金については繰越期間を9年に延長することとしているが、青色申告書を提出した年分の純損失については3年間のままである。また、増額更正の期間制限について、原則として5年（現行3年）に延長することとしている。青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年であるのに、増額更正の期間は5年であり、制度上問題があると考えられる。企業が将来にわたって無期限に事業を継続していくことを前提とすれば繰越控除期間は無期限とすべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度の廃止

[要望内容]

社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである。

[要望理由]

医業又は歯科医業を営む個人、医療法人が社会保険診療につき支払を受けるべき金額が年5千万円以下であるときは概算経費率を用いる「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が設けられている。この特例の趣旨は、国民皆保険制度の定着を支援することにあつたと言われるが、既にその目的は達成されていると考えられる。必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、申告納税制度を否定する概算経費をあえて存置する理由はなく、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

3. 源泉所得税の納期の特例の適用を申請月の納付分からとすること

[要望内容及び要望理由]

源泉所得税にかかる納期の特例は承認を受けた日（原則として申請書を提出した月の翌月末日）の属する月以降に支払った給与等に適用され、設立と同時に申請してもその月には適用されないこととなり不合理である。納期の特例については、申請書を提出した月の翌月10日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の末日に承認があつたものとし、申請月の納付分からこの特例が適用されるべきである。

4. 12月分の源泉所得税の納期限を1月20日とすること

[要望内容及び要望理由]

12月分の源泉所得税の納期限は翌年1月10日が原則となっている。年末調整事務や年末年始の休暇等で1月10日を納期限とすることは源泉徴収義務者にとって過重の事務負担となっているため、12月分の源泉所得税の納付期限は納期限の特例適用者に限らず1月20日とすべきである。

V 消費税に関する事項

1. 納税義務の判定基準を当該課税期間の課税売上高とすること

[要望内容]

当該課税期間における課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

[要望理由]

現在は、原則として、法人は当該課税期間の前々事業年度の課税売上高、個人は当該課税期間の前々年の課税売上高により納税義務の有無が判定されている。この判定基準では、当該課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になったり、当該課税期間の課税売上高が少額であっても課税事業者になったりするなど、現在の事業規模を反映しておらず、極めて不合理である。また、新規開業の個人事業者や資本金 1,000 万円未満の新設法人の場合は、当該課税期間の課税売上高が多額であっても納税義務がないという税負担の公平さに欠ける結果となっている。

よって、このような不公平をなくすために、当該課税期間における課税売上高により納税義務の有無を判定すべきである。

2. 簡易課税選択を申告書記載要件とすること

[要望内容]

簡易課税の選択は、申告書記載要件にすべきである。

[要望理由]

簡易課税制度の適用を受けることができるのは、課税売上高が 5,000 万円以下の小規模事業者だけである。現在は、当該課税期間開始の日の前日までに届出を出すことになっているが、小規模事業者が将来の経営状況や設備投資計画などを事前に予測して届出を出すことは困難である。

よって、簡易課税制度の選択適用は申告書記載要件にすべきである。

3. 簡易課税等の選択の2年継続適用規定の廃止

[要望内容]

簡易課税等の選択の2年継続適用規定は廃止すべきである。

[要望理由]

現在は、簡易課税等の選択は2年継続適用となっている。しかし、本来課税期間は1年単位であり、そもそも特例規定である簡易課税制度から本則課税への変更に規制があるのは、理解しがたい。

よって、簡易課税等の選択の2年継続適用規定については、廃止すべきである。

4. 届出書等の提出期限を申告書の提出期限とすること

[要望内容]

届出書等の提出期限は、申告書の提出期限とすべきである。

[要望理由]

届出書等の提出期限は、当該事業年度開始の日の前日までとなっている。しかし、設備投資計画等の決定などは、個人事業者や中小企業者にとっては、1課税期間先のことを考えて届出書を提出するこ

とは困難である。

よって、届出書等の提出期限は、申告書の提出期限とすべきである。

5. 消費税の申告期限の延長制度の創設

[要望内容]

消費税についても申告期限の延長を認めるべきである。

[要望理由]

法人税においては、確定申告書の提出期限の延長の特例（法第 75 条の 2）により申告期限の延長が認められている。

延長の特例を受けている場合に、法人税の決算の修正に伴い消費税の修正をするときは、修正申告や更正の請求を行わなければならないといった可能性が生じる。

このような不合理を改善する為、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、消費税についても届出不要で同一期間の申告期限の延長を認めるべきである。

6. 仕入税額控除の要件を「帳簿又は請求書等」の保存とすること

[要望内容]

仕入税額控除を受ける為の要件を「帳簿又は請求書等」の保存とすべきである。

[要望理由]

仕入税額控除は、法第 30 条 7 項の規定により、帳簿に一定事項の記載及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存を要件としている。しかし、その記載内容は重複しており帳簿に請求書と同じ内容を記載させる意味がない。

請求書に記載されている内容については帳簿の記載を省略可とすべきである。

前々年の課税売上高が 1,000 万円超の事業者は、その年の消費税の納税義務が生じるが、課税売上高 1,000 万円という額は、月額売上げ約 83 万円程度であり、顧問税理士がいない小規模事業者であっても消費税の納税義務者となり得るところである。

そのような事業者に対し「帳簿及び請求書等」の保存を条件として仕入税額控除を認め、保存がない場合に否認することになる規定は、帳簿書類を備え付け申告納税制度を普及させようという以上の過度な負担を求めるものである。

よって、「帳簿及び請求書等」については「帳簿又は請求書等」という要件にすべきである。

7. 輸出業者の消費税の仕入税額控除の制限

[要望内容]

輸出業者の消費税の仕入税額控除に一定の制限を設けるべきである。

[要望理由]

2010 年度の政府の予算書によると、消費税等の税収 12 兆 475 億円に対して還付金は 3 兆 3762 億円となり、税収の約 28%が還付となっている。そして、その多くが輸出大企業に還付されている。

また、非課税売上に対応する課税仕入れは、個別対応方式では仕入税額控除をすることができない制度となっているが、同じように消費税が事実上課税されない輸出免税売上に対応する課税仕入れに

については仕入税額控除が認められているという不公平も生じている。

税収が不足し消費税率アップが求められている今日において、この消費税の仕組みについては見直すべきである。例えば、大企業の輸出免税売上に対応する課税仕入れについては非課税売上に対応する課税仕入れと同様に仕入税額控除を認めないというような制度にすべきである。

VI 相続税に関する事項

1. 物納が許可される場合における連帯納付義務の免除

[要望内容]

連帯納付義務の制度（法第34条1項）に免除規定を設けるべきである。

[要望理由]

法第34条1項の規定により、すべての相続人及び相続時精算課税適用者は相続税について互いに連帯納付義務を負うこととされている。平成24年度税制改正大綱では、相続税の連帯納付義務について、申告期限等から5年を経過した場合、及び納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合には連帯納付義務を解除するとされている。相続税法では納付の特例として、担保の徴収を要件に、延納又は物納による納付を認めている。物納の申請が認められる場合においても、延納と同様に他の共同相続人等に納付義務を負わせる必要性は生じない。

よって、延納、納税猶予に加えて物納が許可される場合にも、連帯納付義務を免除すべきである。

2. 遺言執行費用を債務控除の対象とすること

[要望内容]

遺言執行費用については相続財産から控除すべきである

[要望理由]

法第13条、14条の規定により債務控除できる範囲は限られており、相続財産に係る費用については債務控除が認められていない。相続税は被相続人の純財産に対し課税するのが本来の趣旨であることからすると、相続開始に伴い必然的に発生する費用で故人の遺志を実行する為にかかる費用については相続財産から控除するのが妥当である。弁護士費用や税理士費用はともかく、遺言執行費用については民法1021条の規定でも相続財産から負担することとされていることから、葬式費用と同様に債務控除を認めるべきである。

3. 相続税法独自の同族関係者等の定義をすること

[要望内容]

同族関係者等について相続税法独自の定義をすべきである。

[要望理由]

従来、相続税法において同族関係者及び特別関係者の範囲は民法上の親族概念（配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族）を借用して来たが、その範囲は広く、必ずしも現実に則しているとは言えない。相続税では、取引相場のない株式等の評価、非上場株式の納税猶予制度、特定同族会社の判定等様々な場面で親族概念が用いられる為、相続税法に合致した親族概念等が必要である。

たとえば、相続税法上の親族の範囲としては、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族などが適切と考えられる。

よって、相続税法においても制度の趣旨に合致した親族概念を定義すべきである。

4. 納付困難要件の判定における納税者固有財産の除外

[要望内容]

納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

[要望理由]

金銭一時納付が困難な場合において、延納の許可申請又は物納の許可申請をするときに、延納又は物納の許可限度額の計算上、納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額は相続財産に納税者固有の財産を加算し、当面の生活費を減算して求めることとされている。しかし、財産税である相続税は本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、納税者固有の財産を含めるべきではない。

よって、納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。

Ⅶ 国税通則法・納税環境整備に関する事項

1. 納税者権利憲章の制定

[要望内容及び要望理由]

わが国には、国税通則法、国税徴収法等の手続法や個別税法においてさまざまな租税手続に関する法律がある。これらは一般的に「納税者の義務」を中心としており、「納税者の権利」を保障しているものとはいえない。OECD 加盟国をはじめ多くの国は納税者権利憲章などを整備しており、これらをまったく整備していないのは先進国では日本だけである。このため、「納税者の権利」を保障するための納税者権利憲章（納税者権利基本法）を法律によって整備する必要がある。そして、この納税者権利憲章に基づき、国税徴収法などの租税手続に関する法や個別税法を定めるべきである。具体的には、例えば次のような内容の権利を定めるべきである。

- (1) 能力に応じて納税する権利
- (2) 自ら申告し納税する権利
- (3) 納税額を最小限にする権利
- (4) 課税庁から公正、公平かつ丁重に扱われる権利
- (5) 真実性・誠実性の推定を受ける権利
- (6) 「適正手続」を受ける権利
- (7) プライバシーの尊重を受ける権利
- (8) 租税の徴収の仕方を統制する権利
- (9) 租税の用途を統制する権利
- (10) 情報を開示させる権利
- (11) 不服申立における権利
- (12) オンブズマンに訴える権利

2. 国税通則法の目的の追加

[要望内容及び要望理由]

国税通則法（第1条）の目的に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」を加えるべきである。

3. 任意の税務調査について全ての場合に書面による事前通知をすること

[要望内容]

任意の税務調査の事前通知は例外なく全ての場合において書面にて行うべきである。

[要望理由]

平成23年11月30日に成立した改正国税通則法（以下「改正国税通則法」とする。）では、税務調査は事前通知を行うことを原則としたが、税務調査の事前通知を行うことに一定の例外を設けた。しかし、任意の税務調査においては、例外を設けることなく事前通知を行うべきである。そして、税務調査の事前通知を行う際には、書面により通知し、調査日時、調査場所、調査税目、簡単な調査理由

(具体的な調査理由については臨場調査の着手時に説明すべきである。)を附記すべきである。また、改正国税通則法では、税務署長等は事前通知の事項について納税義務者から変更するよう求められた場合には協議するよう努めるものとされているが、この調査日時や調査場所については、納税者及び納税者の税務代理人と事前に調整の上で決めることとすべきである。

事前通知を行わないという例外は設けるべきではないが、仮に現行規定のように例外を認める場合には、法律によって例外事由が認められる要件を具体的に限定列挙すべきである。また、この例外事由の要件は課税庁の主観的要件によらず客観的要件とすべきである。さらに、事前通知をしない場合であっても、臨場調査の着手時に、調査内容等を記した書面の交付と説明(例えば、犯則調査ではないことと、事前通知を行わない調査を採用したことの説明)を義務付けることが必要である。

4. 反面調査の原則禁止

[要望内容]

反面調査は原則禁止とすべきである。

[要望理由]

反面調査は、他人の税金について課税庁が確認するために反面調査先が調査を受けることになる。このため、反面調査先には一定の受忍義務が求められ、時間的拘束を受けることになってしまう。この受忍義務は、自らの所得の確認のために行われるものではないから、受忍義務の程度は低くなる。このような観点からすれば、当該納税者本人に対する調査を十分に行ってから、やむを得ず確認する必要がある場合に限り、当該納税者及び納税者の税務代理人に通知または連絡し、その了解を求めた上で行われるものとすべきである。

5. 帳簿その他の物件(その写しを含む。)の提出、留置きの規定の削除

[要望内容及び要望理由]

改正国税通則法では、質問検査権により帳簿その他の物件(その写しを含む。)の提出、留置きをすることができるとする規定が設けられたが、この規定は削除すべきである。改正国税通則法は、「現行の調査実務上行われている手続き」という認識に基づき改正されたが、現行の調査実務上当然に行われている手続きとはいえず、納税者の協力によって行われていたものである。この納税者の協力によって行われていたものについて、改正国税通則法は、納税者がこれらに協力しない場合に罰則の対象としており、事実上の強制としている。これは課税権力の強化であり、納税者の権利擁護とは逆行するものである。

6. 質問検査権の手続等の法定化

[要望内容及び要望理由]

現行の質問検査権の規定はきわめて簡潔でかつ不備であるため、調査手続きについて法律で明確にすべきである。具体的には次のような事項を規定すべきである。

- (1) 調査着手時の具体的な調査理由の開示
- (2) 調査期間の制限
- (3) 調査開始時の税務職員の身分証明書及び質問検査証の提示の必須化

- (4) 調査物件の範囲の明確化（直接事業に関係のない個人財産の開示制限など）
- (5) 特定職業人（医師、弁護士、税理士及び公証人など）の守秘義務を尊重する規定
- (6) 代理人の尊重に関する規定（代理人がいる場合には、代理人のいないところで調査を行ってはならないことなど）
- (7) 納税者に録音権・ビデオ撮影権を認めること
- (8) 課税処分前における処分内容の説明と意見を述べる機会を納税者及び代理人に与えること
- (9) 全ての調査における調査終了通知書の発行
- (10) 再調査の原則禁止を規定すること

7. 修正申告の勧奨の禁止

[要望内容及び要望理由]

修正申告の勧奨・懲憑をすることは、納税者の不服申立の機会を奪うことになりかねないため禁止すべきである。改正国税通則法第74条の11第3項の「勧奨することができる」という規定は当然に削除されるべきである。

8. 租税救済制度の整備

[要望内容及び要望理由]

現在の租税救済制度は、納税者の権利利益を保護するためには不十分であり改善する必要がある。具体的には次のような事項を定めるべきである。

争訟手続について

- (1) 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止。異議申立、審査請求、訴訟の選択制。
- (2) 不服申立期間の延長
- (3) 争点主義の明文化（審理の対象を原処分理由に限る）
- (4) 対審的構造の導入
- (5) 証拠資料の閲覧・謄写・印刷の容認
- (6) 税理士補佐人制度の強化充実

行政上の救済機関について

- (1) 国税不服審判所を内閣府下に設置
- (2) 国税通則法78条(国税庁長官による審判所長の任命)の規定の改組
- (3) 税務行政機関との人事交流の禁止
- (4) 国税通則法99条(国税庁長官の指示)の廃止
- (5) 審判官の公募任用の拡大、審判官の人材育成措置、非常勤国税審判官の創設
- (6) 審判官の資格に対する忌避及び排除に関する規定

訴訟機関について

- (1) 国税庁派遣の裁判所調査官制度の廃止

- (2) 全ての裁判所に租税訴訟専門担当部の設置
- (3) 少額訴訟専門機関の設置

その他

- (1) 全裁決事例の公開
- (2) 課税庁からの独立性と中立性を有する第三者機関としての税務苦情処理機関の設置

9. 源泉徴収義務者への納税告知処分に対する異議申立てができる者に受給者を追加すること

[要望内容]

源泉徴収義務者が「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり異議申立てを行えるようにすべきである。

[要望理由]

- (1) 源泉徴収制度は、給与等の支払義務者が受給者に給与等の支払いをする際に、所得税を源泉徴収し、支払義務者が所得税の納税義務を負う制度である。
- (2) この所得税について追加納付額がある場合は、税務署長は支払義務者に対し「源泉所得税の納税告知処分」を行い、支払義務者が納税の義務を負う。そして、支払義務者は受給者に対し追加で所得税の負担を求めることになる。
- (3) 受給者は、所得税を追加で負担させられたことに不服がある場合、税務署長に対し争うことはできず、支払義務者に税務署長に対し異議申立てをすることを求めるしかない。
- (4) このような制度は、真の所得税負担者である受給者に不服を申し立てる機会が保障されていない。そこで、「源泉所得税の納税告知処分」を受けた場合には、受給者は支払義務者と一緒に、あるいは支払義務者に代わり異議申立てを行えるようにすべきである。

10. 審査請求における「争点の確認表」と「審理の状況・予定表」の作成の法定化

[要望内容及び要望理由]

審理の円滑化等、審査請求人の権利を擁護するため下記のとおり制度の法定化が必要である。

(1) 争点の確認表（争点整理表）

審査請求手続きに活用されている「争点の確認表」は、審査請求を適正かつ迅速に解決するため、担当審判官が、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を正しく理解し、また、審査請求人及び原処分庁双方とともに、争点に関する共通の理解を持つ必要から作成されている。

具体的には、審査請求人及び原処分庁から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する審査請求人及び原処分庁双方の主張などを簡潔に整理しまとめたものである。担当審判官は、この「争点の確認表」を作成し、送付することとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行と争点の明確化のため、担当審判官の議決前に作成し、送付し、審査請求人及び原処分庁双方が一定期間内に確認することを法定化すべきである。

(2) 審理の状況・予定表

審査請求手続きに活用されている「審理の状況・予定表」には、答弁書などの書類の提出状況、

その時点での争点、調査・審理の状況、今後の予定等が記載されている。担当審判官は、審査請求人と連絡又は面談してからの期間が3か月以上になる場合には、少なくとも3か月ごとに「審理の状況・予定表」を送付し、審査請求の進行状況等を知らせることとしている。しかし、これは法定の手続きではない。

審理の円滑な進行のためにも、少なくとも3か月ごとに作成することを法定化すべきである。

なお、異議申立てについても、原則として3か月以内に処理することを業績指標としていることから、3か月を経過する場合には、異議処分庁は「審理の状況・予定表」を作成し、異議申立人に対し送付することを法定化すべきである。

11. 番号制度の導入については慎重に検討すること

[要望内容及び要望理由]

番号制度導入に向けた検討が進められているが次に掲げる多くの問題があるため番号制度導入の是非について、国民に対して十分な情報提供及び周知を行い中長期的に検討を行うべきであり、決して拙速な導入を図るべきではない。

- (1) 番号制度を導入しても、その目的のひとつである所得把握の精度の向上は達成できない
- (2) 国家により国民財産が管理されるという危惧により国民財産の海外移転を促進する虞がある。
- (3) 事業者負担が軽減されるとしているが、軽減されるか疑問である。中小零細事業者にとっては事務負担が増加となることが予想される。
- (4) 給付や負担の公平性を実感してもらうことが重要である旨が番号制度の導入の背景として述べられているが番号制度導入により公平性の実現はできない。不公平税制にこそ不公平感の原因がある。
- (5) 番号制度の過度の利用は申告納税制度の理念に反する虞がある。
- (6) 費用対効果について十分な検討がなされていない。財政状態の逼迫する状況で巨額な財政支出を伴う番号制度導入は現状において行うべき施策ではない。
- (7) 番号制度による情報漏えい濫用の危険性の評価について絶対安全を前提にしてはならない。情報漏えい等による被害に対する対策が不十分である。
- (8) 番号制度が憲法の保障するプライバシー権を侵害しないかの検討が不十分である。

12. 延滞税の税率の引き下げ

[要望内容及び要望理由]

納期限までの期間及び納期限の翌日から2月を経過する日までの期間の延滞税の割合は年「7.3%」と「特例基準割合（基準割引率+4%）のいずれか低い割合、納期限の翌日から2月を経過した日以後の延滞税の割合は年14.6%が適用される。延滞抑止効果を考慮してもあまりに高率であるため引き下げるべきである。

13. 後発事由による更正の請求期間の延長

[要望内容及び要望理由]

判決等の後発事由による更正の請求期間は2月以内とされているが納税者の権利が損なわれないようにその期間を1年以内とすべきである。

Ⅷ その他

1. 印紙税の課税文書の見直し

[要望内容]

課税文書を見直し、課税の公平の維持が不可能な取引への印紙税課税は廃止すべきである。

[要望理由]

- (1) 印紙税は、経済取引により生じる経済的利益に担税力を求め課税する流通税であると言われて
いる。これは経済取引において作成される課税事項が記載された文書に対して課税されるものであ
る。
- (2) 現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変
化し、最近の IT 化の進展に伴う電子決済、ペーパーレス化等が進み、同一内容のものであるにもか
かわらず、課税か否かが分かれてしまい、課税文書として作成されない事例もあり、課税の公平の
観点から問題が生じている。
- (3) よって、経済取引に際し文書作成をしなくても済む取引については、課税の公平の観点から、課
税文書からはずし、印紙税課税を廃止すべきである。

2. 個人住民税の基礎控除等の引き上げ

[要望内容]

基礎控除、扶養控除、配偶者控除（以下「人的控除」という。）は、所得税同様に控除額を引き上げ
るべきである。

[要望理由]

- (1) 住民税の人的控除は、所得税の人的控除額よりも低くてもさしつかえないと主張されることがあ
る。これは、所得税、住民税の人的控除額が、ともに生活保護基準よりもはるかに上回っていて、と
もに憲法 25 条の「健康にして文化的な最低生活費額」を上回っているとみられる場合にのみ妥当す
るものである。
- (2) 住民税は地域社会の「負担分任」の性格を持つところから、その人的控除額が生活保護基準を上
回っている限り、所得税の人的控除額よりも低くてよいということになるにすぎない。
- (3) 現行の所得税の人的控除額自体が、生活保護基準をはるかに下回っており、所得税、住民税の人的
控除額は、ともに最小限度、生活保護基準を上回るものとして規定されるべきである。

3. 固定資産税における家屋の評価方式の見直し

[要望内容及び要望理由]

固定資産税のうち家屋については下記のとおり見直しが必要である。

家屋については、固定資産評価基準では再建築価格方式が採用されており、新築した場合に必要と
される建築費を求め、家屋の経過年数による損耗額を経過年数原点補正率により減額して評価してい
る。この評価によると、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損
耗の状況による減価の割合を上回る場合は、評価額が下がることはない。つまり、再建築価格方式は、
経過年数により減耗額を考慮するという形式をもっているものの、評価額は下がっていない。

よって、家屋が減耗資産であることを固定資産税に反映させるために、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損耗の状況による減価の割合を上回る場合であっても、一定割合の減耗をさせる仕組みを導入しなければならない。